

様

大町町長

大町町危険ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、大町町危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1 交付決定番号	第 号
2 交付決定額	円
3 事業内容	当該交付申請書のとおり

補助金の交付条件

事業を行うにあたっては、次の事項に留意ください。

- (1) 本事業の実施にあたっては、大町町補助金等交付規則及び大町町危険ブロック塀等撤去費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (3) 補助事業の内容を変更または中止又は町長が指定した日までに完了しない場合、並びに補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに町長に大町町危険ブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。
- (4) 補助対象者はこの補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (5) 事業完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準方その他関係法令を遵守すること。